

一般廃棄物収集運搬業許可証

令和6年3月18日

株式会社 篠原建設
代表取締役 篠原隆行 様

鳥栖市長 向門 慶人



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 21 号
住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
氏名	株式会社 篠原建設 代表取締役 篠原隆行
市内を所管する 営業所の所在地	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
取扱廃棄物の種類	木くず(木製パレットを除く)
収集、運搬 及び処分の別	収集、運搬
営業の区域	市内の契約事業所に限る。
許可期限	令和6年4月 1日から 令和8年3月31日まで
許可の条件	裏面のとおり